



加工食品輸入監督制度

ジャカルタ、2024年10月8日



Dr. Didik Joko Pursito, S.Pt, M.Si

加工食品流通監督局長代理



peredaranpangan.pom.go.id



[@wasdarpangan.bpom/deputi3badanpom](https://www.instagram.com/wasdarpangan.bpom/deputi3badanpom)



[Peredaran Pangan](#)



BADAN POM

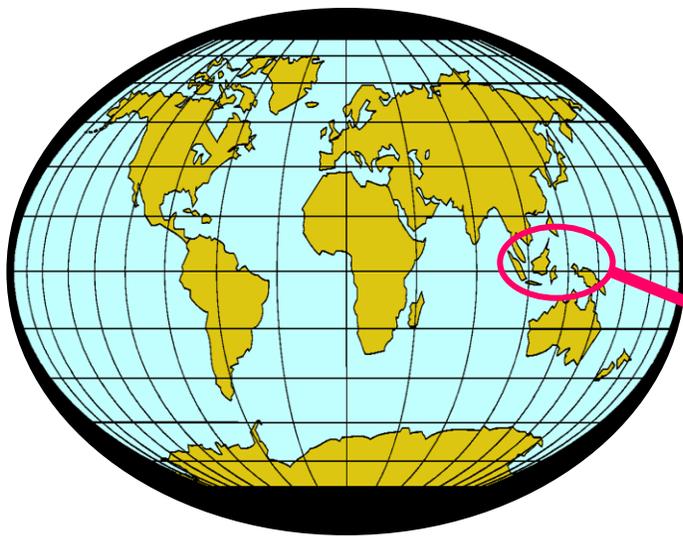
アウトライン

- 01 インTRODクシヨN : イNDネシAの加工食品安全管理制度
- 02 加工食品輸入規制・法的根拠
- 03 加工食品輸入証明書の申請・発行手続き
- 04 その他の情報

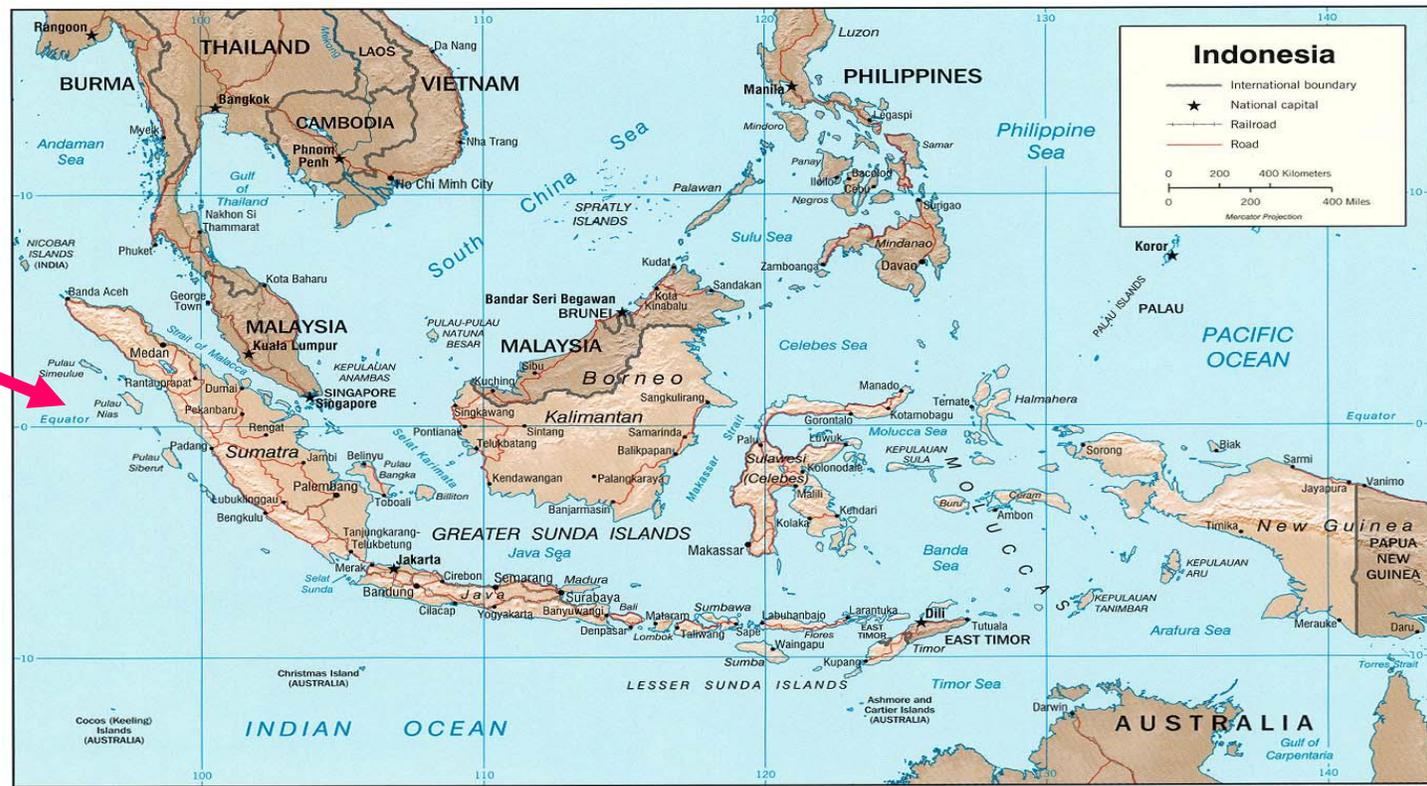


イントロダクション：

インドネシアの加工食品安全制度



Republic of Indonesia



Base 802899A1 (C00429) 11-02

- 諸島：17,504の島々が赤道に沿って所在。
- 面積：陸地1,904,569 km²（全体の37%）、海洋3,257,483 km²（全体の63%）。
- 州及び県/市：38州、514県/市。
- 気候：熱帯の国で、乾季と雨季の2つの季節がある。
- 人口 世界第4位の人口(2023年国勢調査で2億7870万人)。
- 多様性：1,300以上の民族、700以上の地方の言語。

医薬品食品監督庁 (BPOM)

2001年に設立された医薬品と食品の監督に関する政府の任務を実施する非省政府機関。医薬品と食品には、医薬品、医薬品原料、麻薬、向精神薬、前駆体、中毒性物質、伝統医薬品、健康補助食品、化粧品、加工食品が含まれる。

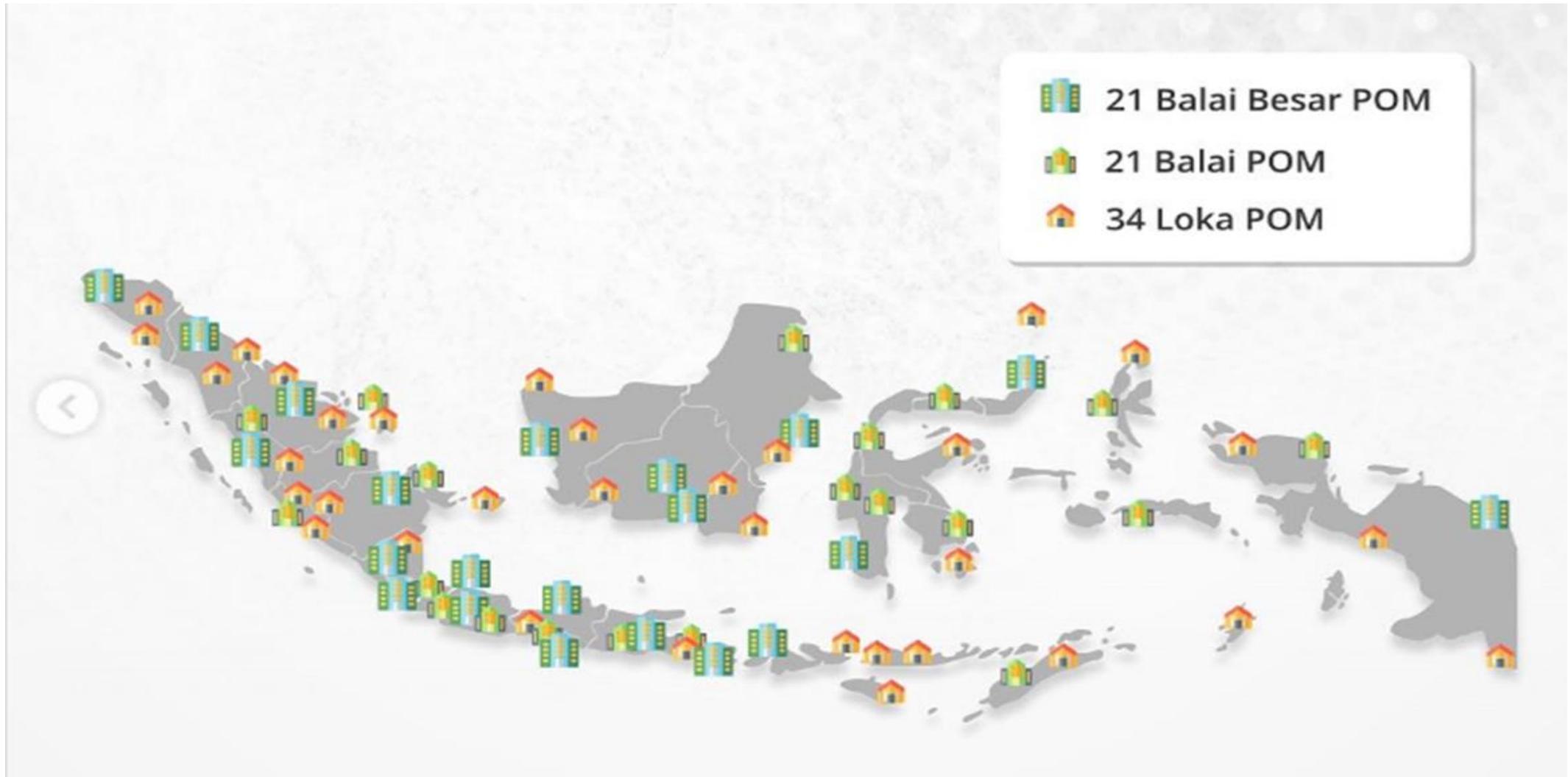
行政システム上、その地位は大統領の下にあり、大統領に責任を負い、保健大臣と調整を行う機関である。

食品安全の監督に関しては、食品添加物及び食品包装材料を含む加工食品の安全性を確保し、食品汚染物質に関する規制を制定する責任を負っている。

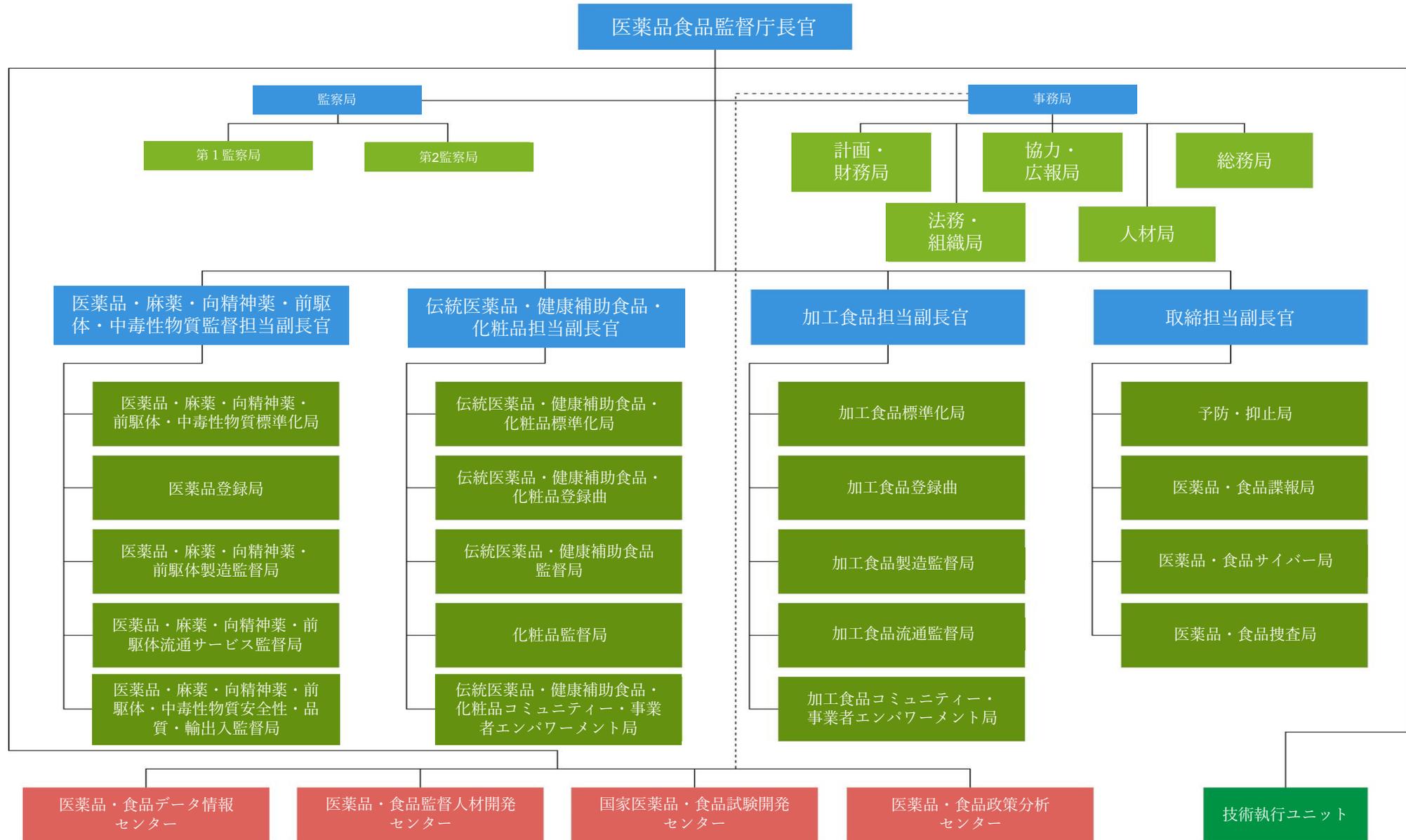
76の技術実施ユニット (UPT) /地方事務所を有する。



技術実施ユニット (UPT)/地方事務所



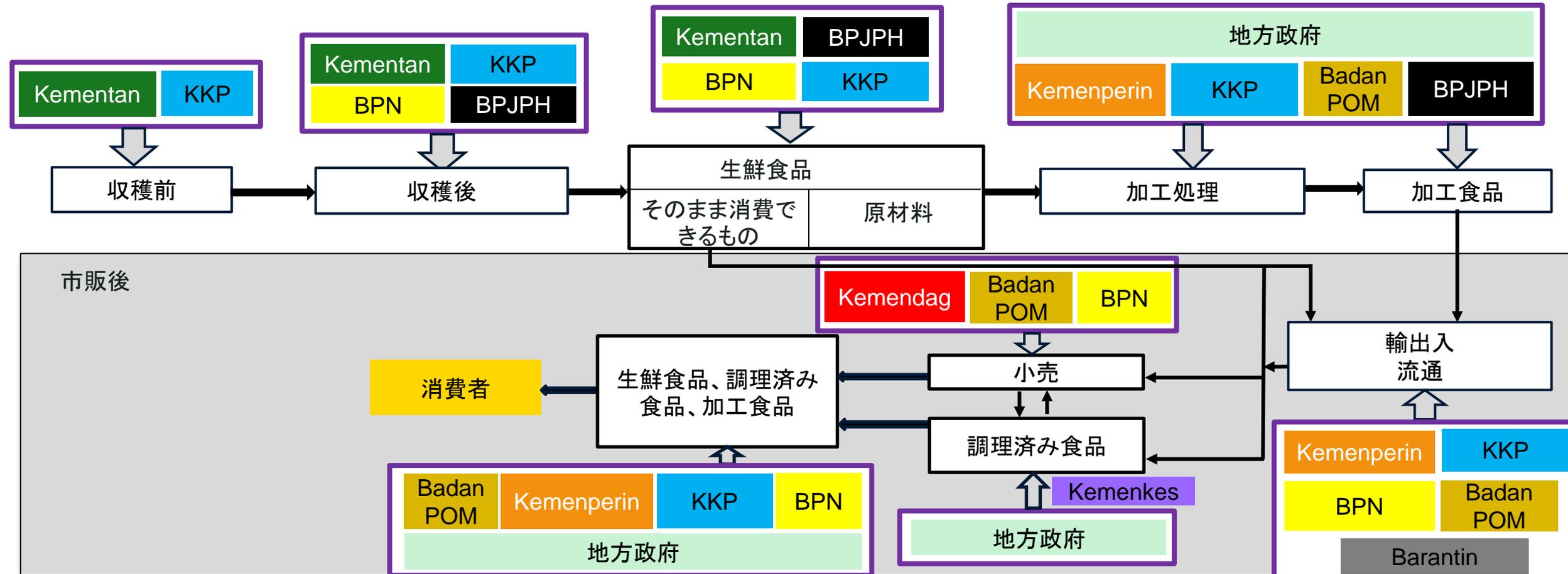
BPOMの組織構成





食品安全に関する政令2019年第86号に基づく インドネシアの食品監督の管轄

BADAN POM



- Kementan** : 農業省
- KKP** : 海洋水産省
- Kemenperin** : 工業省
- Kemendag** : 商業省
- Kemenkes** : 保健省
- Badan POM** : 医薬品食品監督庁
- BPN** : 国家食糧庁
- BPJPH** : ハラル製品保証運営庁
- Barantin** : インドネシア検疫庁

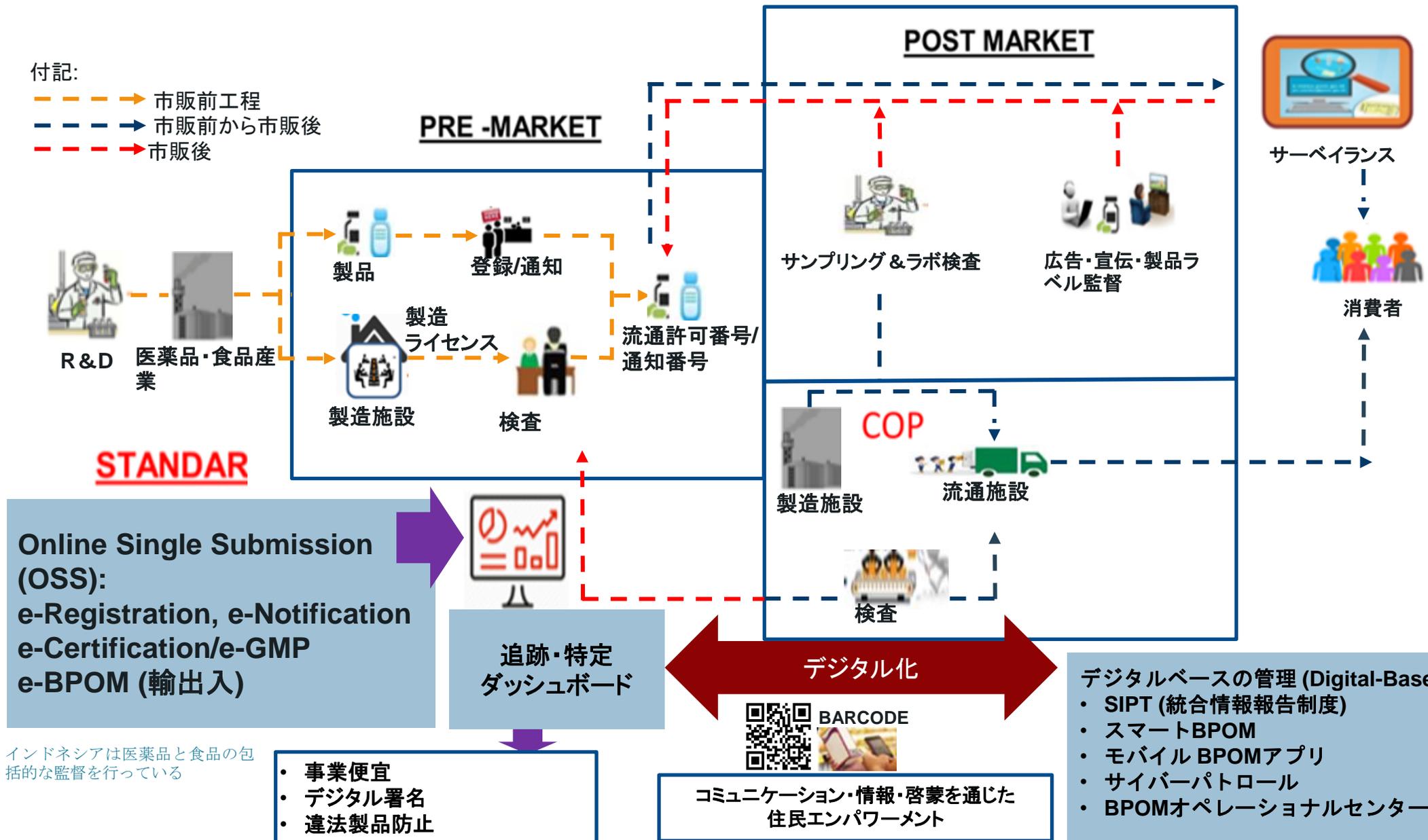


BADAN POM

BPOMによる加工食品監督制度

付記:

- 市販前工程
- 市販前から市販後
- 市販後



Online Single Submission (OSS):
 e-Registration, e-Notification
 e-Certification/e-GMP
 e-BPOM (輸出入)

追跡・特定
ダッシュボード

デジタル化

デジタルベースの管理 (Digital-Based Control):

- SIPT (統合情報報告制度)
- スマートBPOM
- モバイル BPOMアプリ
- サイバーパトロール
- BPOMオペレーショナルセンター

インドネシアは医薬品と食品の包括的な監督を行っている

- 事業便宜
- デジタル署名
- 違法製品防止

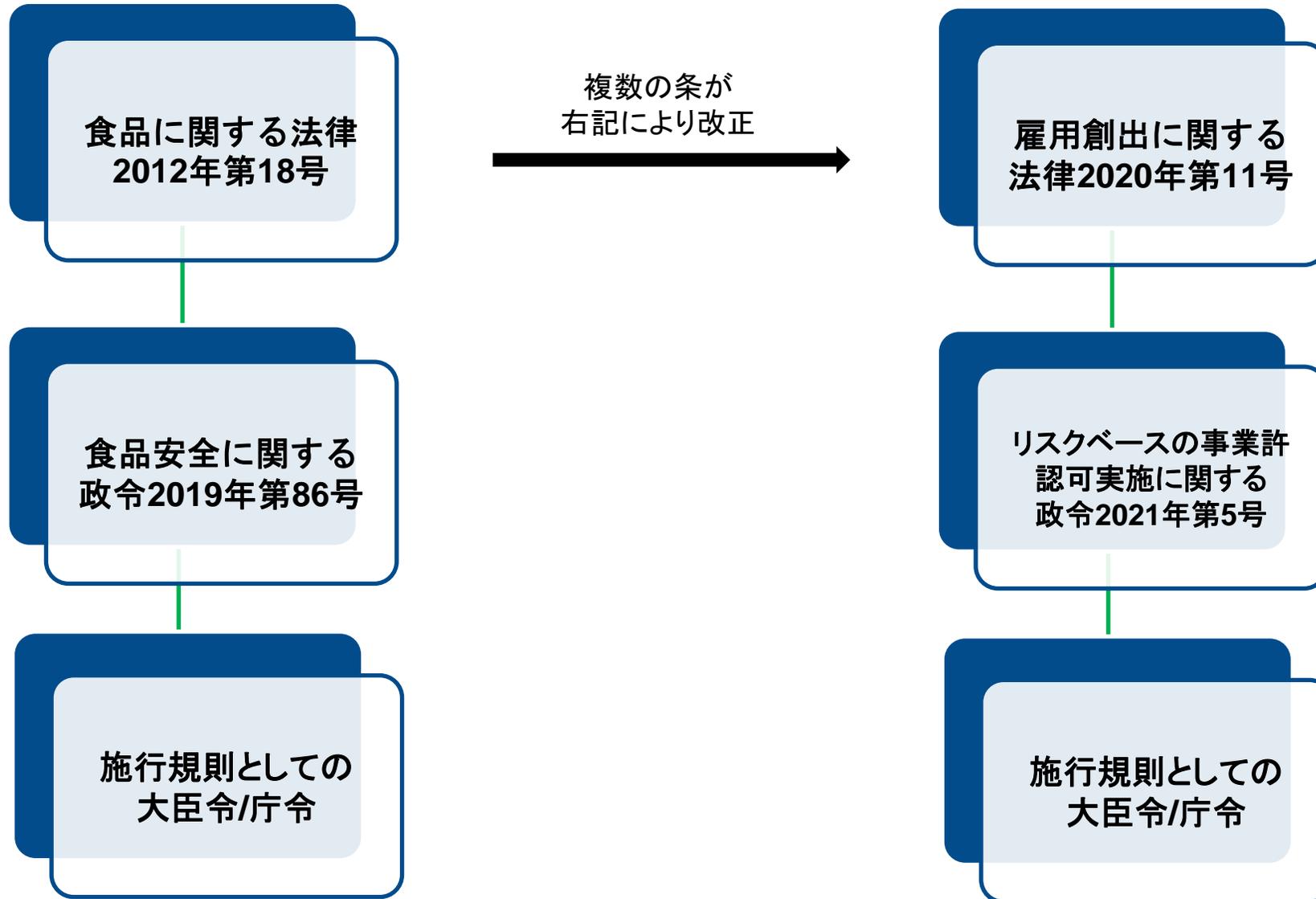
コミュニケーション・情報・啓蒙を通じた
住民エンパワーメント





加工食品輸入規制・法的根拠

食品分野の法令



BPOM令 (食品安全関連)



- 加工食品の化学汚染物質上限に関するBPOM令2018年第8号
- 食品添加物に関するBPOM令2019年第11号
- 加工食品の微生物汚染物質上限に関するBPOM令2019年第13号
- 食品包装に関するBPOM令2019年第20号
- 食品加工における補助剤に関するBPOM令2019年第28号
- 食品添加物香料に関するBPOM令2020年第13号
- 食品加工における補助剤に関するBPOM令2019年第28号の改正に関するBPOM令2020年第20号
- 食品添加物香料に関するBPOM令2020年第13号の改正に関するBPOM令2021年第11号
- 加工食品の重金属汚染物質要件に関するBPOM令2022年第9号
- 加工食品に禁じられている原材料及び食品添加物としての使用が禁じられている物質に関するBPOM令2023年第22号

BPOM令 (食品ラベル関連)



- 栄養表示ガイドラインに関するBPOM令2016年第9号
- 加工食品ラベルに関するBPOM令2018年第31号
- 加工食品ラベルに関するBPOM令2018年第31号の改正に関するBPOM令2021年第20号
- 加工食品ラベルの栄養価情報に関するBPOM令2021年第26号
- 加工食品ラベル及び広告訴求の監督に関するBPOM令2022年第1号
- 食品カテゴリーに関するBPOM令2023年第13号

BPOM令 (加工食品監督関連)



- 流通施設における加工食品の安全及び品質保証システム適用に関するBPOM令2021年第21号
- 適正加工食品製造規範適用許可発行手順に関する BPOM令2021年第22号
- インドネシア領域への医薬品及び食品材料搬入監督に関するBPOM令2022年第26号*
- 加工食品製造施設における食品安全リスク管理プログラム適用に関するBPOM令2023年第10号
- 加工食品登録に関する BPOM令2023年第23号
- インドネシア領域への医薬品及び食品搬入監督に関するBPOM令2022年第27号の改正に関するBPOM令2023年第28号

全ての書類は右記から閲覧可能: <https://jdih.pom.go.id>

(インドネシア語、英語版はなし)

*英語版あり

規制・法的根拠（続き）

食品安全に関する政令2019年第86号

第43条

売買目的で食品を輸入する各人は食品安全及び食品品質基準を満たす義務を負う。

第44条

- (1) 食品の輸入には**輸入承認書**を取得することが義務付けられる。
- (2) 輸入承認書は下記から構成される要件を満たした後に供与される：
 - a. 食品がインドネシアにおける当局により試験を受け、検査を受け、及び/又は食品安全及び食品品質要件を満たしている旨の表明を受けている、並びに宗教、信仰及び国民の文化と矛盾していない、又は
 - b. 食品が、インドネシアの当局との相互認定合意を締結済みの原産国における当局により試験を受け、検査を受け、及び/又は食品安全及び食品品質要件を満たしている旨の表明を受けている

規制・法的根拠（続き）

食品安全に関する政令2019年第86号

第44条

- (3) 検証に基づき健康リスクを生じうる疑いがある食品は、インドネシアにおける当局によるラボ試験を実施後に限り、食品輸入承認書を供与が可能である。
- (4) 輸入食品が輸入承認書を取得していない又は保有していない場合、食品事業者は食品の廃棄またはインドネシア共和国統一国家領域からの搬出を義務付けられる。

第34条

国内で製造される又は小売包装により売買するために輸入される各加工商品は、**流通前に流通許可を保有することが義務付けられる。**

規制・法的根拠（続き）



インドネシア領域への医薬品及び食品材料搬入監督に関する
BPOM令2022年第26号

インドネシア領域への医薬品及び食品搬入監督に関する
BPOM令2022年第27号の改正に関する
BPOM令2023年第28号

インドネシア領域への医薬品及び食品材料/製品の輸入には、
**BPOM長官からの承認書が必要。当該承認書は、ボーダー輸入証明書 (SKI Border)
及びポストボーダー輸入証明書(SKI Post Border)から構成される。**



加工食品輸入証明書承認申請・手続き



Indonesia National Trade Repository
INTR

Welcome to Indonesia National Trade Repository ...

IMPORT REGULATION (TATA NIAGA - POST BORDER)

| No. | REGULATION NAME | MODUL | KOMODITI | LEGAL | DESCRIPTIONS | REGULATION |
|-----|---|-------|----------------|--|--|---------------------------|
| 1 | Pembatasan Surat Keterangan Impor | 854 | [Bahan Pangan] | Badan Pengawas Obat dan Makanan (BPOM) – The National Agency of Drug and Food Control Peraturan Kepala BPOM No. 29 Tahun 2017 | --- Dalam kemasan dengan berat bersih 20 kg atau lebih | Surat Keterangan Impor |
| | | 959 | [Produk Hewan] | Kementerian Perdagangan – Ministry of Trade Permendag No. 29 Tahun 2019 jo. Permendag No. 72 Tahun 2016 | ---Dalam kemasan dengan berat bersih 20 kg atau lebih | PI Hewan dan Produk Hewan |

インドネシアへの
加工商品の搬入

HS Codeの確認:
詳細な輸入規則

BPOMによる輸入承認書/輸入証明書(SKI)

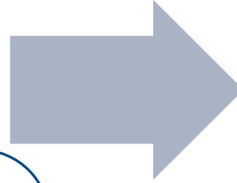
INSWを通じた
通関

インドネシアへの
加工食品の流通

インドネシアへの食品輸入/ 小売プロセスの流れ

流通許可

- BPOMが発行
- 製品が**安全、品質、栄養価、ラベル情報の基準を満たしているか**を確認
- インドネシアにおいて消費者に直接販売される製品の場合には義務
- 有効期間は5年間

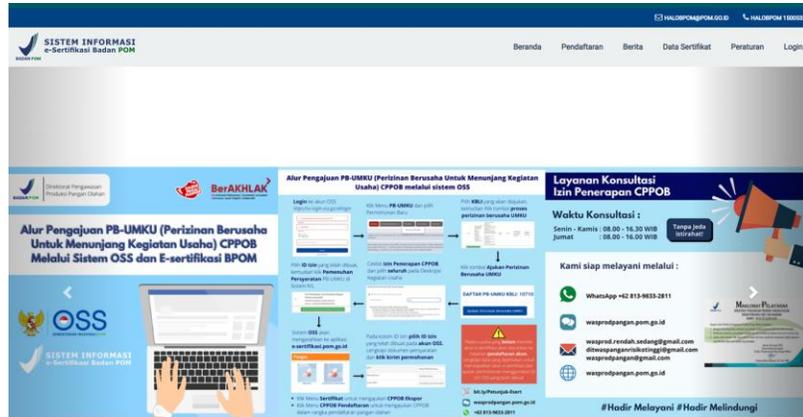


輸入証明書

- BPOMが発行
- 流通許可との適合性、安全・品質・栄養価基準を満たした製品であるかを確認
- **通関承認を得るために必要、有効期間は輸送ごと**

産業用に利用する食品材料/食品添加剤/物品は、流通許可取得義務から除外が可能。しかし輸入証明書は税関手続きで引き続き必要。

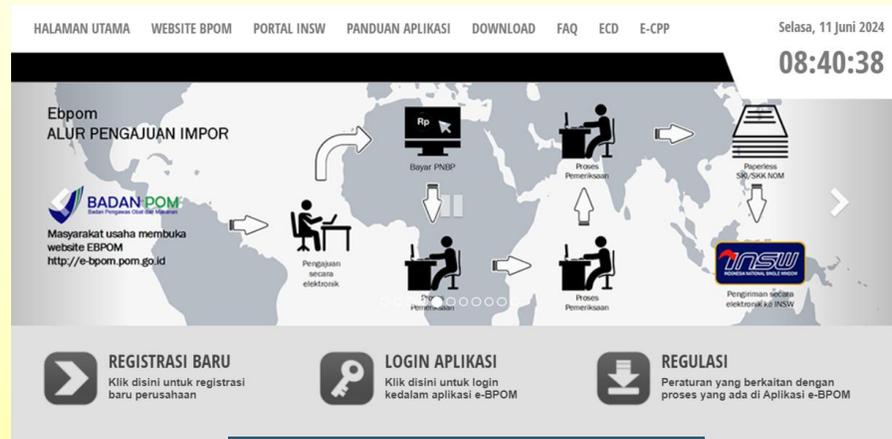
e-government/ デジタル化



e-certification/e-GMP



e-registration



e-bpom (輸出入)

加工食品輸入証明書 (SKI)

手続き



ウェブサイト:
e-bpom.pom.go.id
を開く



評価時間 : 6時間

輸入証明書の申請プロセス

1

Output :
企業がユーザーネーム・
パスワードを取得

E-bpom.pom.go.idの
アカウントを作成

企業が製品及び製品の種類（食品
材料/食品添加物/食品）を理解して
いることを確認

2

データと必要書類の
アップロード

3

非税国家収（PNBP）
の支払い

Output :
ステータスが**SENT**
から**PAID**になる。
ステータスがPAIDに
なるまではデータ
BPOMに送ら
れていない。

注意。支払い後は下記の変更は不可：

1. 産品の種類
2. 宛先となるBPOM事務所
3. アイテム数

支払いとつながっているため、事前に確認をするよう注意。
上記3点のミス/不足がある場合、再入力しなければならない。

輸入証明書要件

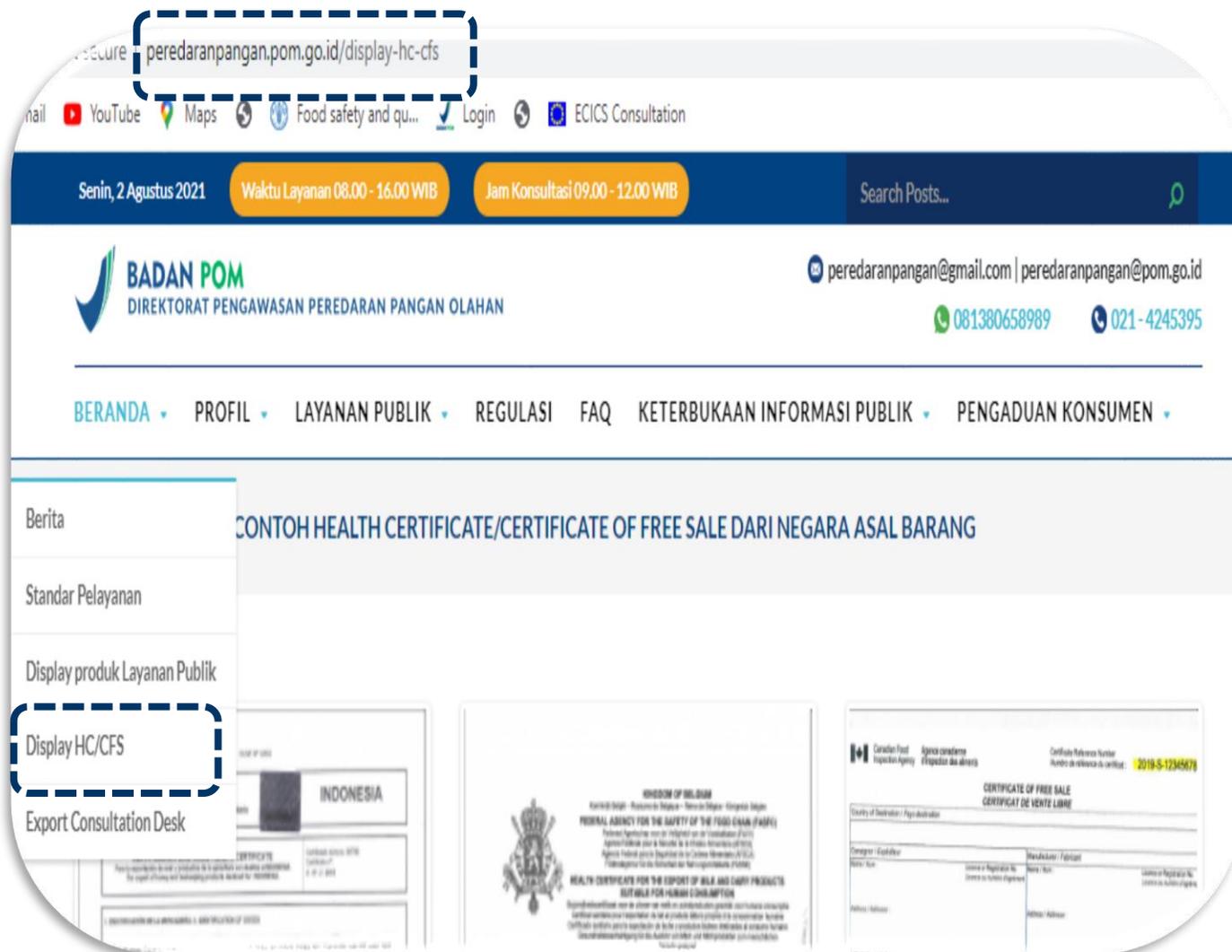
食品材料&食品添加物

1. 分析証明書 (CoA)
2. 衛生証明書/自由販売証明書
3. 製品仕様
4. バッチ/パッケージの写真&ホテル・レストラン・ケータン具向けの製品の場合、発注書
5. バッチ/ロット番号、製造日、使用期限が記載された書類
6. 関連書類: インボイス・パッキングリスト
7. 必要な場合にはその他の書類

食品

1. 分析証明書
2. 流通許可
3. 製造業者と輸出業者が異なる場合には、製造業者と輸出業者間の委任状 (LOA)
4. バッチ/ロット番号、製造日、使用期限が記載された書類
5. 関連書類: インボイス・パッキングリスト
6. 必要な場合にはその他の書類

衛生証明書/自由販売証明書の要件



BPOM令2022年第26号第19条

食品材料向けのポストボーダー輸入証明書の申請には、食品材料が人間の消費に安全である旨の保証表明を記載した衛生証明書 (*health certificate*)、及び/又は、製品が原産国において人間の消費用に自由に売買/販売されている旨を**表明した政府/権限を有する機関**からのまだ有効な自由販売証明書 (*certificate of free sale*) を添付しなければならない



医薬品及び加工食品の場合、
保存期間は、**保存期間の3分の2以上**



流通許可の有効期間が**3ヶ月未満**の場合、再登録受領証を添付しなければならない



加工食品輸入のためのebpomアカウント登録には、加工食品安全管理システム証明書を添付しなければならない。

食品搬入規制

流通

- HOREKA向けの流通の場合、ホテル・レストラン・カフェの発注書を添付

条件

- 消費者に直接販売するための第三者を含め、最終消費者への直接販売をしない。

HOREKA

(ホテル・レストラン・カフェ)

への流通の
ための輸入

ラベル

- 無地ラベルの包装
- BPOM庁令2018年第31号第6条

特別表示

- NOT FOR RETAIL SALE 又は“for customer purpose only.”の表記

要件

- 輸入証明書の申請は原材料要件に従う

包装

- HOREKA用バルク形態で、小売/小包装にしない。

エチレングリコール (EG) 及び ジエチレングリコール (DEG) の汚染物質分析



BADAN PENGAWAS OBAT DAN MAKANAN

Yth.
Pelaku Usaha Pangan

SURAT EDARAN

NOMOR PW.04.08.1.5.11.22.10 TAHUN 2022

TENTANG

PERSYARATAN ETILEN GLIKOL DAN DIETILEN GLIKOL PADA BAHAN
TAMBAHAN PANGAN SORBITOL SIRUP, GLISEROL, DAN PROPILEN
GLIKOL DALAM PROSES REGISTRASI DAN/ATAU IMPORTASI

6. Dalam proses importasi, pemenuhan persyaratan sebagaimana dimaksud pada angka 3 dibuktikan dengan hasil analisa dari laboratorium yang terakreditasi atau laboratorium pemerintah.

BPOMは、2022年11月21日に、食品添加物ソルビトールシロップ、グリセリン、プロピレングリコールに含まれるエチレングリコール及びジエチレングリコールの登録及び/又は輸入手続きにおける要件に関する通達2022年No.PW.04.08.1.5.11.22.10を発行した。

これに関連して、ソルビトールシロップ、グリセロール、プロピレングリコール及びポリエチレングリコールを含む製品/原材料/食品添加物の輸入証明書の申請には、**認定ラボ又は政府系ラボからのEG及びDEG試験結果**の添付が義務付けられている。

エチレングリコール（EG）及び ジエチレングリコール（DEG）の汚染物質分析

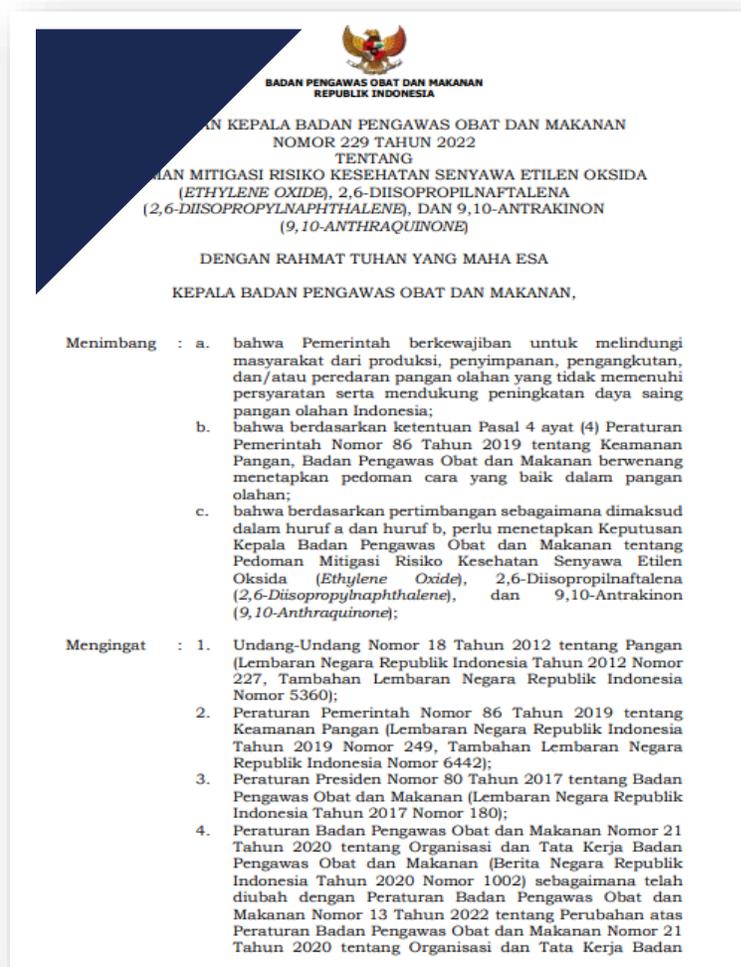
事業者は、輸入証明書申請時に下記を添付する義務を負う：

1. 輸入ポリエチレングリコール/プロピレングリコール/グリセリン/ソルビトールシロップの仕様、少なくとも食品グレードの基準を満たしていること
2. 輸入材料内のポリエチレングリコール/プロピレングリコール/グリセリン/ソルビトールシロップの含有率。
3. ポリエチレングリコール/プロピレングリコール/グリセリン/ソルビトールシロップのEG及びDEG汚染物質指標について、認定ラボ/政府系ラボからの要件を充足した試験結果。試験結果証明書には、定量値、バッチ番号データの形の試験結果を記載し、検出限界（LOD）及び定量限界（LOQ）情報を添付のこと。試験結果の有効期間は、同じバッチ番号のポリエチレングリコール/プロピレングリコール/グリセリン/ソルビトールシロップを使用している限り、最長で過去1年間。試験結果には、製造業者の名前と住所、LOD値及びLOQ値を記載することが義務付けられている。
4. 試験を受けた材料が輸入材料に確かに使用されている旨の証拠を示す宣誓書。

EG及びDEGの要件：

- a. 食品添加物ソルビトール/グリセリン/プロピレングリコールのEG及びDEGの上限は、それぞれ0.10%（1000ppm）以下。
- b. 食品添加物ポリエチレングリコールのEG及びDEGの上限は、0.25%以下。

エチレンオキシド (EtO) 及び 2-クロロエタノール (2-CE) 汚染物質分析



本件の結果を受け、BPOMは、2022年10月31日に「エチレンオキシド、2,6-ジイソプロピルナフタレン、9,10-アントラキノンの健康リスク低減指針に関するBPOM令2022年第229号」を制定した。

本リスク低減指針は、加工食品中のエチレンオキシド、2,6-ジイソプロピルナフタレン、9,10-アントラキノンを防止し、最小化するための指針として策定された。

エチレンオキシド（EtO）及び 2-クロロエタノール（2-CE）汚染物質分析

輸入証明書申請時にエチレンオキシド及び2-クロロエタノールの分析結果の添付が義務付けられている加工食品：

1. 即席麺
2. 唐辛子及び派生品
3. ゴマ（ゴマ油）及びその派生品
4. 香辛料（セロリ及びクミン）

輸入証明書申請時に事業者は下記を添付する義務を負う：

1. これらの化合物が存在する可能性のある物質におけるエチレンオキシド及び2-クロロエタノール残留物の試験結果は、定量値、バッチ番号データの形の試験結果記載し、検出限界（LOD）及び定量限界（LOQ）情報を添付していなければならない。
2. 試験は、インドネシア又は海外の認定ラボで実施される。
3. 試験結果証明書はバッチごとに有効。

エチレンオキシド及び2-クロロエタノールの汚染物質要件：

1. エチレンオキシドの加工食品中の残留上限値**0.01mg/kg**（一律基準値）
2. 2-クロロエタノールの加工食品中の残留上限値は**85mg/kg**（一律基準値）



その他の情報



01. SLAの加速化

ポストボーダー輸入証明書の推薦状発行又は却下のための評価時間は、書類が不備なしとされてから**6時間**になった



その他の

情報



02. 評価 メカニズム

要件充足に対するクロックオン・クロックオフメカニズムの適用

03. データ追加

申請番号発行日から**30暦日**内に3度までに限り、申請者はデータの追加を行うことが可能

04. 申請取り消し

データの追加が所定の限度を超えた場合、申請は取り消しとなり、費用は返金不可。申請者は新規申請を出さなければならない。

輸入証明書の申請手順についてはここからアクセス

<https://bit.ly/alurpengajuanskipo>

まとめ

- インドネシアは、食品産業にとって一貫して利益をもたらす魅力的な市場である。BPOMは、消費財、特に加工食品の公正な取引を推進し、公衆衛生を守るためにできる限りの取り組みをおこなっている。
- （輸出入業者を含む）食品分野の事業者は、公衆衛生を向上させるために、サプライチェーン全体を通じて食品の安全性を確保しなければならない。
- 食糧貿易のグローバル化に伴い、食品サプライチェーンはより長くより複雑になっているため、食品サプライチェーンの監督をより困難にしている。そのため、食品監督における困難な状況を明らかにし、消費者のために食品安全を保証することが重要である。





Contact Centre



LIVE CHAT : peredaranpangan.pom.go.id



WHATSAPP : +62 - 813-2526-4748



WEBSITE : peredaranpangan.pom.go.id



EMAIL : peredaranpangan@pom.go.id

bangga
melayani
bangsa

BerAKHLAK
Berorientasi Pelayanan Akuntabel Kompeten
Harmonis Loyal Adaptif Kolaboratif



BADAN POM